

取引リスクに備え、**挑戦を後押し**する



攻めの経営を支える

貸倒保証制度

団体取引信用保険

保険期間

2026年8月1日～2027年7月31日

保険期間開始後も補償開始日を毎月1日として随時申込み(中途加入)ができます。

毎月15日までに申込みおよび保険料払込みをいただいた場合(注)の保険期間は、
翌月1日～2027年7月31日となります。

(注)保険料の払込猶予に関する特約を付帯した場合は除きます。

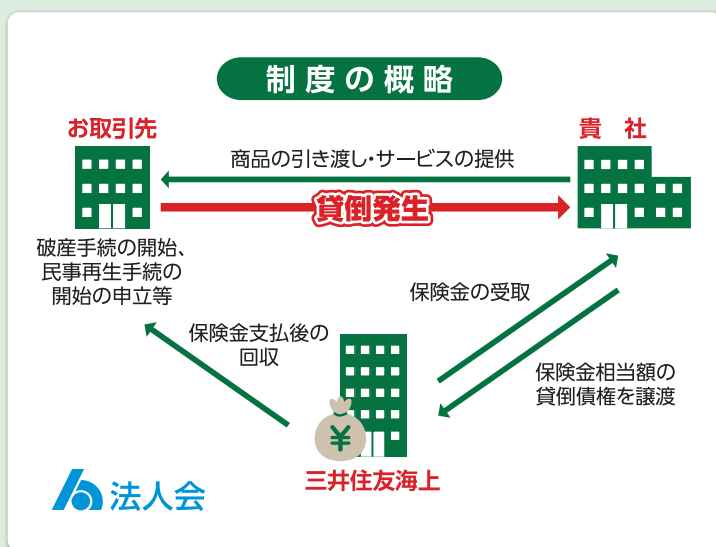
法人会専用に設計された 団体取引信用保険です

- 1** 会員企業のお取引先(債務者)の法的整理事由の発生または履行遅滞の発生^(注)により売上債権が回収できない場合に、会員企業が被る損害の一定部分を保険金でカバーします。

(注) 履行遅滞の発生

お取引先が債務の弁済期日から3か月を経過してもその債務を履行しない場合において、引受保険会社はその債務につき履行の見込みがないと判断したことをいいます。

- 2** この保険は、各都道府県法人会連合会が保険契約者となる団体契約であり、この保険にご加入いただくには、各都道府県法人会連合会の会員である法人会に入会している(法人会会員企業である)ことが条件となります。



「貸倒保証制度」の3つのメリット

- 1. 全お取引先を自動補償!** ※無記名包括プランの場合
お取引先の追加・削除について変更手続きが不要
- 2. 信用度合が低いお取引先も補償対象!**
- 3. 支払限度額を上限に、損害の額の95%をお支払い!**

2つのプランをご用意しています

無記名包括プラン

まずは「売上高」と「業種」をご申告ください。

全お取引先を包括して補償対象とする「無記名包括プラン」で保険料を計算し、ご案内します。
無記名包括プランは保険期間中のお取引先の追加・削除の変更手続きが不要です。

記名プラン

補償対象のお取引先の選定条件によって保険料を抑えることができます。

専用の告知書にお取引先と債権残高等をご記載ください。「記名プラン」にて補償対象を絞ることで保険料を抑えることができます。

こんな時

ご活用ください!

事例1 新規取引先の開拓

問題点

新規取引予定企業の
情報が不足



解決策

お取引先の倒産や売掛回収不能といった信用リスクに備えることで、新規お取引先でも積極的な販売施策を講じることができるようになりました。

新規お取引先の獲得で売上を伸ばすことに成功!!

事例2 与信管理基準として

問題点

与信管理を
充実させたい



解決策

販売先全体を客観的な立場でしっかり評価してくれるので、既存お取引先の与信管理基準の目安となり、お取引先とのさらなる関係強化につながりました。

既存お取引先との取引が今までよりもスムーズに!!

事例3 対外信用力の向上

問題点

自社の信用力を
上げたい



解決策

本制度を活用することで仕入先に対して安心感を与え、お得意先へ安定的に商品を提供することの裏付けともなるため、対外信用力の向上につながっています。

仕入先だけでなくお得意先への信用力もアップ!!

その他、「キャッシュフローの安定化」「貸倒損失の平準化」にも繋がります

実録ファイル 過去の事故例

Case1 卸売業

被保険者の売掛金債権が
回収不能となった。



認定損害額

6,683,000円



Case2 製造業

決済予定の手形が
不渡りとなった。



認定損害額

10,000,000円



2つのプランで、攻めの

無記名 包括 プラン

無記名包括プランとは、ご加入される法人会会員の”業種”と”売上高”をもとに保険料を算出し、全お取引先を自動的に補償対象とするプランです。また、保険期間中にお取引先の追加・削除があった場合でも手続きは不要です。

こんな方に
おすすめ

- ✓ 取引先が多く、管理に手間をかけたくない方。
- ✓ 「まずは全部まとめて備えたい」方。

< お見積りの流れ >

お見積りにあたり【法人会貸倒保証制度(無記名包括プラン)告知書】をご提出いただきます。

Step 1

所定の事前情報開示シート兼告知書に貴社の「直近会計年度の売上高」などをご申告ください。

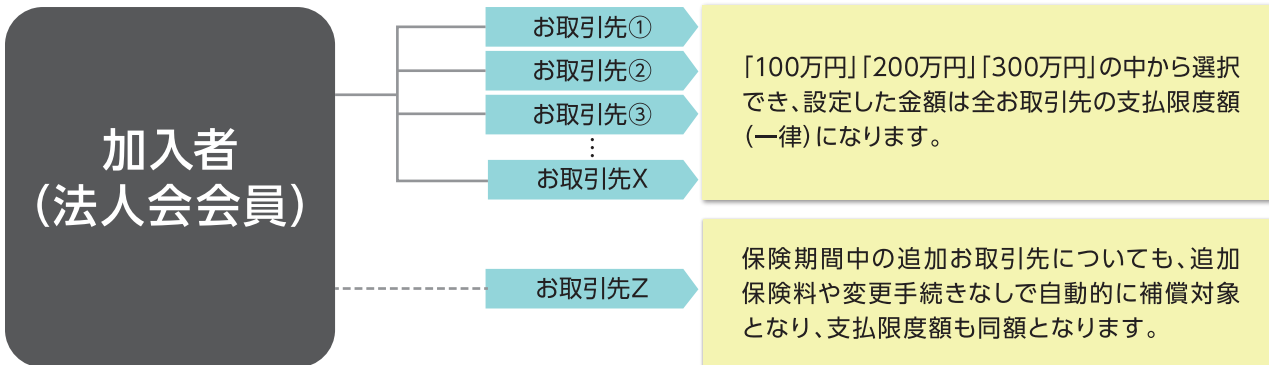
Step 2

お取引先ごとの支払限度額は、100万円、200万円、300万円のいずれかで設定します(お取引先ごとに自動承認限度額^(注)を変えることはできません)。この保険で対象にできるお取引先の選定条件は、「1.ご加入条件(6ページ)」をご参照ください。

Step 3

お支払いする保険金の限度額は、加入時の一時払保険料の10倍(100万円単位に切り上げ)または自動承認限度額^(注)のいずれか大きい金額となります。なお、縮小支払割合は95%になります。

(注) 自動承認限度額とは…



おすすめ

手間なしで選ぶなら

無記名包括プラン

法人会 なら、
無記名で
“全取引先”を
まとめて補償

- ✓ 法人会会員限定の団体契約
- ✓ 売上高・業種のみで見積OK
- ✓ 取引先の追加・削除の手続き不要
- ✓ 支払限度額が一律で分かりやすい

管理の手間なく
助かる～



経営を支えます！

お見積もりは**無料**です

記名 プラン

記名プランとは、守りたい取引先を選んで備えるプランです。あらかじめ取引先を申告し、その内容をもとに取引先ごとに補償内容が決まります。重要な取引先を中心に、無駄なく備えたい方におすすめです。

こんな方におすすめ

- ✓ 選定条件に基づき補償対象とする取引先を選定したい方。
- ✓ 取引先ごとに支払限度額を変更したい方。

< お見積もりの流れ >

お見積もりにあたり【法人会貸倒保証制度(記名プラン)告知書】をご提出いただきます。

Step 1

お取引先を『法人会団体取引信用保険 見積作成依頼書兼告知書(以下、告知書)』にご記入のうえ、代理店または引受保険会社にご提出ください。

『告知書』には、原則全てのお取引先をご記入ください。なお、「1.ご加入条件(6ページ)」に記載の客観的な条件により保険の対象とするお取引先を選定する場合は、選定したお取引先に加えて、保険の対象としないお取引先についても一定の範囲で『告知書』への記入が必要です。

Step 2

引受保険会社がお取引先の信用調査を行い、支払限度額をお取引先ごとに設定します。

- (1) 支払限度額は、「告知書」にご記入いただいた各お取引先に対する「売上債権残高(10万円単位に切上げ)」と「信用度合に応じた支払限度額」のいずれか小さい金額で設定します。
- (2) 1加入者に対して引受保険会社が支払う保険金の上限額は、加入時の一時払保険料(中途加入の場合は年間保険料に換算した保険料)の20倍(1,000万円単位で切上げ)または、お取引先ごとに設定した支払限度額の最大額のいずれか大きい金額となります。ただし、お取引先ごとに設定した支払限度額の合計が加入時の一時払保険料の20倍に満たない場合または、1,000万円に満たない場合は、支払限度額の合計が、1加入者に対して引受保険会社が支払う保険金の上限額となります(この場合、1,000万円単位で切上げません。)。なお、縮小支払割合は95%になります。

Step 3

3つのプランごとに保険料を決定します。

- (1) プラン(A、B、C) [ご参照:ご加入プラン(記名プラン)] 別に、お取引先ごとに設定した支払限度額の合計額に対し、それぞれのプランごとの保険料率を乗じて算出した額(10円未満の端数が生じたときは、1円単位を四捨五入して10円単位とします。)が年間保険料となります。
※中途加入の場合は、年間保険料を加入期間に応じて月割で算出した額が保険料となります。
- (2) 保険料の払込方法は、一時払保険料が30万円以上の場合、一時払または分割払(加入期間に応じた月数で分割)となります。30万円未満の場合は一時払のみとなります。

3つのプラン(記名プラン)

ご加入可能なプランは、以下のA、B、Cをご用意しています。なお、支払限度額は【ご加入時】または【ご加入期間中の変更時】のそれぞれでお取引先に設定できる額が異なりますので、ご注意ください。

ご加入時

ご加入時に支払限度額を設定する場合は、ご加入プランとお取引先の信用度合に応じた下表の金額または貴社の売上債権残高(10万円単位に切上げ)のいずれか小さい金額となります。

お取引先の信用度合	支払限度額の上限額		
	プランA	プランB	プランC
区分1	1,500万円	200万円	3,000万円
区分2			2,400万円
区分3			1,800万円
区分4	1,200万円		
区分5	800万円		
区分6	400万円		
区分7	200万円		

ご加入期間中の変更時

加入期間中に、この保険で対象とするお取引先を追加して支払限度額を設定する場合や、既に設定している支払限度額を増額する場合は、ご加入プランとお取引先の信用度合に応じた下表の金額または貴社の売上債権残高(10万円単位に切上げ)のいずれか小さい金額となります。ご加入時に設定した支払限度額が下表の金額を超えている場合は、増額することはできません。

お取引先の信用度合	支払限度額の上限額		
	プランA	プランB	プランC
区分1	1,000万円	100万円	2,400万円
区分2			1,800万円
区分3			1,200万円
区分4	800万円		
区分5	400万円		
区分6	200万円		
区分7	100万円		

< 概算保険料は? >

例えば…



業種:卸売業(除く繊維関連業)			
自動承認限度額 ^(注)	100万円	200万円	300万円
売上高3億円	約50万円	約70万円	約80万円
売上高5億円	約100万円	約130万円	約140万円
売上高10億円	約200万円	約280万円	約300万円

ご加入内容変更手続き

無記名包括プランの場合、保険期間中のお取引先の追加や削除について変更手続きは不要です。
 新たにお取引先が追加になった場合は追加保険料は不要で補償対象となり、お取引先が削除となる場合も保険料を返還しません。
 なお、保険期間中に自動承認限度額の増額・減額はできません。



取引先ごとに柔軟な設計が可能です！
 オーダーメイドでお見積もりします！



【 全お取引先を対象とする場合 】

ご加入プラン	プランA	プランB	プランC
支払限度額の合計額	13,800万円	2,800万円	16,400万円
一時払保険料	約180万円	約40万円	約240万円
分割払保険料	約15万円	約3万円	約20万円

【 売上債権残高500万円~2,500万円のお取引先を対象とする場合 】

ご加入プラン	プランA	プランB	プランC
支払限度額の合計額	8,500万円	2,200万円	9,100万円
一時払保険料	約110万円	約30万円	約130万円
分割払保険料	約9万円	約3万円	約10万円

※年間保険料は、お取引先ごとに引受保険会社が設定した支払限度額の合計額に対して、お取引先の信用状況などに応じて引受保険会社が算出した保険料率を乗じて算出した額となります。

※中途加入の場合は、年間保険料をご加入期間に応じて月割で算出した額が保険料となります。

※ご加入期間に対する一時払保険料が30万円以上の場合、分割払(加入期間に応じた月数で分割)を選ぶことができます。

ご加入内容変更手続き

お取扱いできる条件は次の2点です。

- 1 新規お取引先の追加・支払限度額の増額**
 ご加入時に決定した、この保険で対象とするお取引先の選定条件(全お取引先を対象とするまたは保険の対象とするお取引先を客観的な基準で選定する)に合致していること。
- 2 保険で対象としたお取引先の削除**
 この保険で対象とした主契約を解除(取引停止)していること。

※支払限度額の減額はできません

1. ご加入条件

1 対象にできる主契約

- この保険で対象にできる主契約の種類は「売買取引基本契約」など、継続的に生じる個別取引の基本的な条件（個別取引に共通して適用する決済条件など）を取り決めた契約（取引基本契約）です。スポット契約は対象にできません。
- ご契約にあたっては、この保険で対象とする主契約を選定いただけます。
- 取引基本契約であっても、取引する商品等によってはこの保険で対象にできない場合があります。貴社がお取引先と締結している主契約がこの保険で対象にできるか否かについては、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

2 対象にできるお取引先

- この保険で対象にする主契約を締結しているお取引先であること
- 代金決済期間（締後決済期間）が180日以内であること
- 保険加入時に債務不履行が発生していないこと
- 次のようなお取引先は、この保険の対象外です。

海外のお取引先 国、地方公共団体 貴社の関連会社

記名プランの対象にできるお取引先の選定条件

- ・原則として、この保険の対象とする主契約を締結しているすべてのお取引先を対象とします。
- ・次の客観的な条件でお取引先を選定することは可能です。
①全取引先 ②債権残高(売上高)〇〇万円以上 ③債権残高(売上高)△△万円以下
④債権残高(売上高)▲▲万円以上□□万円以下 ⑤各事業部の①～④に該当する取引先
- ・保険の対象とする(支払限度額を設定する)お取引先数は10社以上とします。
ただし、すべてのお取引先数が9社以下で、そのすべてのお取引先を対象とする場合は、1社以上からご加入可能です。

※引受保険会社の審査の結果、上記に該当するお取引先であっても対象にできない場合がありますのでご了承ください。

無記名包括プランでは、「全お取引先」のみの選定条件となります。ただし、過去1年間に履行遅滞^(注)が発生していないお取引先に限ります。

(注) 弁済期日後5営業日以内に、履行遅滞が解消された場合を除きます。

3 保険の対象となる債権の範囲

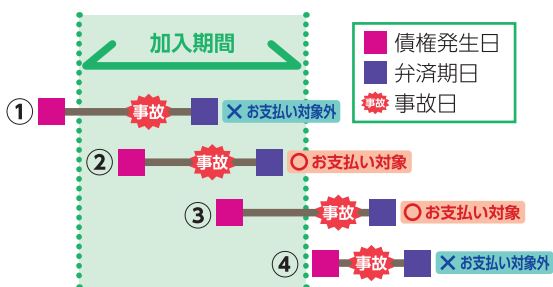
- この保険の対象は、『この保険で対象とするお取引先』に対して有する債権です。
- 保険の対象とする債権の範囲は、債権発生ベース^(注1)となります。なお、既発生債権^(注2)は補償対象外となりますのでご注意ください。

(注1) 引受保険会社がお取引先に支払限度額を設定している期間中に、被保険者がそのお取引先に対して主契約に基づいて引き渡した商品または提供した役務等の対価として被保険者が取得した代金請求権（売掛金）およびその回収として取得した手形上の請求権（手形債権）（電子記録債権に基づく請求権を含みます。）を保険の対象とします。なお、主契約が請負契約の場合、その主契約に基づき発生した債権は、被保険者が仕事の一部または全部を完成^(注3)し、債務者に対して仕事の目的物を引き渡して請求書^(注4)を発行した時（物の引き渡しを要しない契約においては仕事の目的物の引き渡しは不要です。）から保険の対象となります。保険の対象となった債権については、加入期間終了後に事故が発生した場合にも、この保険加入で保険金をお支払いします。

(注2) 引受保険会社がお取引先に支払限度額を設定する前に、被保険者がそのお取引先に対して引き渡した商品または提供した役務等の対価として被保険者が取得した代金請求権（売掛金）およびその回収として取得した手形上の請求権（手形債権）（電子記録債権に基づく請求権を含みます。）のことをいいます。

(注3) 債務者による出来高の認定または検収の完了をいいます。

(注4) 債務者による出来高の認定または検収の完了のうち、いずれか早い日から1か月以内に発行されたものに限りします。



- ①: 事故日は加入期間中ですが債権発生日が始期日より前(既発生債権)のため、お支払い対象外です。
- ②: 債権発生日が加入期間中のため、お支払いの対象となります。
- ③: 事故日は満期日より後ですが、債権発生日が加入期間中のため、お支払いの対象となります。
- ④: 債権発生日が満期日より後のため、お支払い対象外です。

保険の対象

左記 1

お取引先と締結している主契約は、この保険で「対象にできる主契約」である。

YES

左記 2

主契約を締結しているお取引先は、この保険で「対象にできるお取引先」である。

YES

左記 3

お取引先に対して有する債権は、「保険の対象となる債権」である。

YES

保険の対象

NO

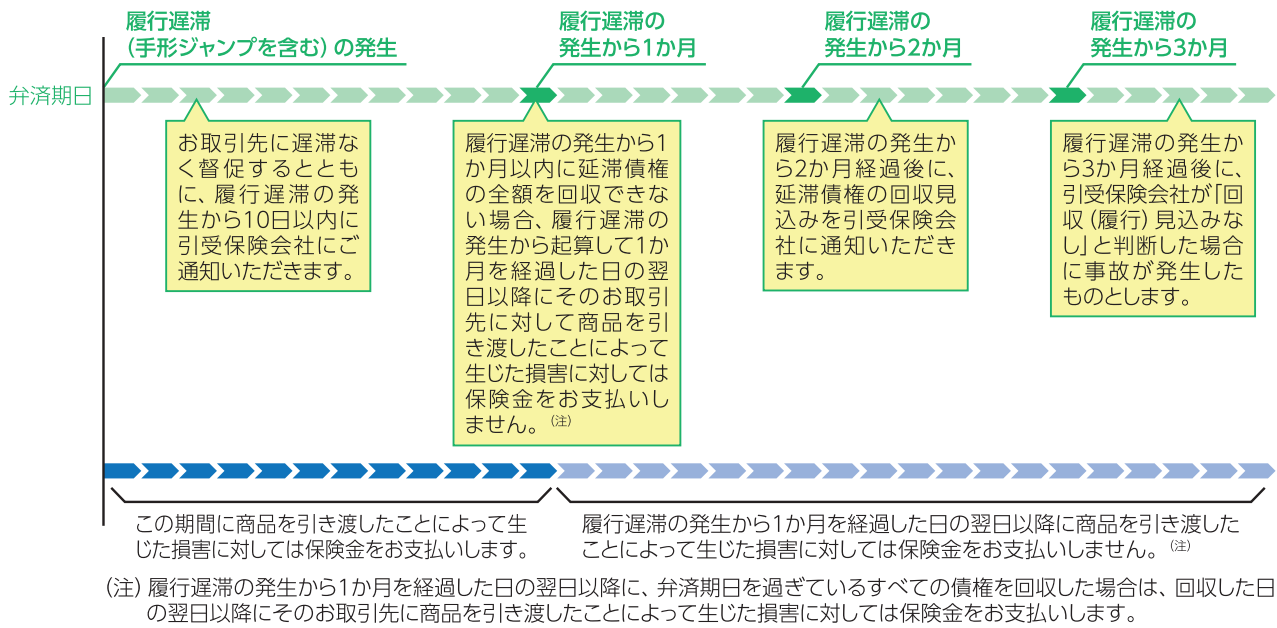
NO

NO

保険の対象外

2. 履行遅滞が発生した場合の対応

この保険で対象とした(支払限度額を設定した)お取引先に履行遅滞が発生した場合には、次のとおりご対応いただく必要があります(ご加入時に既に履行遅滞が発生しているお取引先は、この保険で対象とすることはできません。)



3. お支払いする保険金の算出方法・保険金のお支払い例

1 お支払いする保険金の算出方法

①お支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

(ただし「保険証券総支払限度額」が1加入者ごとにお支払いする保険金の上限額となります。)

損害の額^(注) × 縮小支払割合95%

お取引先ごとに設定した支払限度額

いずれか小さい方

(注)「損害の額」とは

➊ **A** 事故発生時において、貴社がお取引先に対して有する未回収債権額(消費税額を除いた金額) + **B** 事故発生日までの遅延利息^(注1)

➋ **C** 貴社がお取引先に対して負う債務の額 × $\frac{\mathbf{A} + \mathbf{B}}{\mathbf{D}}$ 貴社がお取引先に対して有する債権総額^(注2)

➌ **E** 担保権の行使により回収した金額(回収のために要した金額を控除します。)

(注1) 遅延利息は、延滞発生日(弁済期日の翌日)を起算日とし、事故日を終期として算出します。ただし、主契約の締結、規定の有無にかかわらず、その適用利率は、事故発生の日における民法上の法定利率を上限とします。

(注2) 貴社がお取引先に対して有する債権総額とは、保険の対象とならない融資や保証などの債権も含めた総額のことをいいます。

②上記のほか、引受保険会社は、事故発生時の保険契約者または被保険者の普通保険約款に定められた下記義務に起因して、被保険者が引受保険会社の承認を得て支出した必要または有益な費用をお支払いします。

- ・ 損害の発生および拡大の防止義務
- ・ お取引先または第三者(保証人を含みます。)から弁済を受けることができる場合において、その権利の行使または保全について必要な手続を行う義務

③ご継続前の保険加入においても引受保険会社が保険金をお支払いする場合は、ご継続後の保険加入でそのお取引先に設定した支払限度額からその保険金の額を控除した額を限度として保険金をお支払いします。

2 保険金お支払い例

「お取引先」が破産した場合の支払保険金は、以下のとおりとなります。

(例1:記名プラン/支払限度額500万円の場合) (例2:無記名包括プラン/自動承認限度額300万円の場合)

例1 : 損害の額が800万円であった場合	800万円	×	95%	=	760万円	>	500万円	→	支払保険金: 500万円
例2 : 損害の額が400万円であった場合	400万円	×	95%	=	380万円	>	300万円	→	支払保険金: 300万円

縮小支払割合

設定した支払限度額・自動承認限度額

4. 保険金をお支払いする主な場合

1 次のいずれかの場合において、債務者(お取引先)が主契約^(注)に基づく債務を履行しないとき

- ①債務者に破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始または特別清算の開始の申立があった場合
- ②債務者が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ③債務者の財産につき強制換価手続が開始された場合、仮差押命令が発せられた場合または保全差押としての通知が発せられた場合
- ④債務者の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の放棄の申述をした場合または財産分離の請求がなされた場合
- ⑤債務者がその財産につき管理人を置かないままその住所または居所を去った後1年間を経過してもその債務者の生存が確かめられない場合

(注)特定の債務者(お取引先)との間において継続的に生じる個別取引の基本的な条件(個別取引に共通して適用する決済条件など)を取り決めるために、被保険者が債務者と締結した取引基本契約のことをいいます。

2 債務者が債務の弁済期日から起算して3か月を経過しても債務を履行しない場合において、引受保険会社はその債務につき履行の見込みがないと判断したとき

5. 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する損害に対しては保険金をお支払いしません。

- ①保険加入者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害
- ③地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害
- ④核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事由に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害
- ⑤被保険者が未成年者その他の制限行為能力者と主契約を締結した場合において、これらの者の法定代理人その他の者の追認を受ける時までの間に生じた損害
- ⑥商品に瑕疵(かし)があったことによって生じた損害
- ⑦被保険者が、債務者が債務を履行していないことを知りながら、その債務者と締結した主契約について生じた損害
- ⑧保険契約締結の際、債務者に債務不履行のあることを保険加入者または被保険者が知っていた場合に、その債務者が債務を履行しないことによって被保険者が被る損害
- ⑨被保険者が、債務者が「4. 保険金をお支払いする主な場合」に該当することを知りながら、その債務者と締結した主契約について生じた損害
- ⑩債務の弁済期日から起算して1か月を経過してもその債務を履行しない債務者に対して、債務の弁済期日から起算して1か月を経過した日の翌日以降に商品を引き渡したことによって生じた損害^(注)

等

(注)債務の弁済期日から起算して1か月を経過した日の翌日以降に、弁済期日を経過しているすべての債務を履行した場合は、履行した日の翌日以降にその債務者に商品を引き渡したことによって生じた損害に対しては保険金をお支払いします。

※上記は普通保険約款において定めたものであり、これ以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

重要事項のご説明

貸倒保証制度にご加入いただくお客さまへ

※加入申込票への記名・押印(または署名)はこの書面の受領印を兼ねています。

1. はじめに

- この書面は、取引信用保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- お申込みいただく際には、加入申込票等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約(注)に記載していますのでご確認ください。(注)特約
この保険契約にかかわる契約書(特約書・覚書等)を含みます。
- 普通保険約款・特約は、ご加入後、加入者証とともにお届けします。事前に必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
- 保険加入者と被保険者が異なる場合(被保険者が複数にわたる団体契約を含みます。)は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご加入後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

2. マークのご説明

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際して保険加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

3. 商品のご案内

この書面の対象となる商品は取引信用保険です。

4. この書面の構成

I ご加入前におけるご確認事項〈P. 10～11〉

1. 商品の仕組み
2. 引受条件等
3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等
4. 満期返れい金・契約者配当金

II ご加入時におけるご注意事項〈P. 11～12〉

1. 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)
2. クーリングオフ(ご加入のお申込みの撤回等)
3. その他

III ご加入後におけるご注意事項〈P. 12〉

1. 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)
2. 解約と解約返れい金
3. 加入者証の確認・保管
4. 債務不履行が発生した場合の手続

その他ご留意いただきたいこと〈P. 12～14〉

5. 用語の説明

被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
保険期間	保険のご加入期間をいいます。
支払限度額	債務者ごとに引受保険会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
保険証券総支払限度額	保険契約により引受保険会社がお支払いする保険金の総額の限度額をいいます。
縮小支払割合	損害の額に対して引受保険会社がお支払いする割合をいいます。

6. お問い合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク
0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
三井住友海上事故受付センター **0120-258-189** (無料)

事故は いち早く

指定紛争解決機関

注意喚起情報

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター **0570-022-808**
【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】

- ・受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。
- ・IP電話からは03-4332-52411におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

I ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み 契約概要

取引信用保険普通保険約款 + 各種特約(注)

※この保険は、各都道府県法人会連合会が保険契約者となる団体契約です。

(注)セットできる主な特約については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。なお、次の特約はすべてのご契約に自動的にセットされます。

・サイバーインシデント補償対象外特約 ・サイバーインシデント補償特約

自動セットされる「サイバーインシデント補償対象外特約」に「サイバーインシデント補償特約」があわせて自動セットされることにより、サイバーインシデントによる損害については、他の「保険金をお支払いしない場合」に該当しない限り補償の対象となります。

2. 引受条件等

(1) 補償内容

① 被保険者 契約概要

被保険者は、加入申込票(注)の「被保険者」欄に記載された方となります。

(注)加入申込票

引受保険会社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

② 保険金をお支払いする主な場合 契約概要 注意喚起情報

以下a.b.に該当したときに、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

a. 次のいずれかの場合において、債務者が主契約(注)に基づく債務を履行しないとき

- ・債務者に破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始または特別清算の開始の申立があった場合
- ・債務者が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ・債務者の財産につき強制換価手続が開始された場合、仮差押命令が発せられた場合または保全差押としての通知が発せられた場合
- ・債務者の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の放棄の申述をした場合または財産分離の請求がなされた場合
- ・債務者がその財産につき管理人を置かないままその住所または居所を去った後1年間を経過してもその債務者の生存が確かめられない場合

b. 債務者が債務の弁済期日から起算して加入者証に記載された期間を経過しても主契約(注)に基づく債務を履行しない場合において、引受保険会社がその債務につき履行の見込がないと判断したとき

(注)主契約

被保険者が債務者と締結した、加入者証に記載された契約のことをいいます。以下同様とします。

③ お支払いする保険金 契約概要 注意喚起情報

お支払いする保険金として取引信用保険普通保険約款に定められているものは次のとおりです。ただし、適用される特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

a. 引受保険会社がお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1債務者についての保険金の額は、加入者証または加入者証添付の明細に記載された支払限度額を限度とします。

$$\text{保険金} = \text{損害の額} \times \text{縮小支払割合(注1)}$$

b. a.の損害の額は次の算式によって算出される額とします。

$$\text{損害の額} = \left(\text{未回収債権額(注2)} + \text{遅延利息(注3)} \right) -$$

$$\left[\text{被保険者が債務者に対して負う債務の額} \times \frac{\text{未回収債権額(注2)+遅延利息(注3)}}{\text{被保険者が債務者に対して有する債権総額(注4)}} + \text{担保権行使による回収額および弁済を受けた金額(注5)} \right]$$

c. 引受保険会社は、a.に定める保険金に加えて、事故発生時の保険加入者または被保険者の普通保険約款に定められた以下義務に起因して被保険者が引受保険会社の承認を得て支出した必要または有益な費用を負担します。ただし、被保険者が担保権の行使による回収のために要した金額を除きます。

- ・損害の発生および拡大の防止義務
- ・債務者または第三者(保証人を含みます。)から弁済を受けることができる場合において、その権利の行使または保全について必要な手続を行う義務

(注1)縮小支払割合

加入者証または加入者証添付の明細に記載された縮小支払割合のことをいいます。

(注2)未回収債権額

事故発生時において被保険者が債務者に対して有する未回収債権額とします。

(注3)遅延利息

事故発生日までの遅延利息とします。

(注4)被保険者が債務者に対して有する債権総額

事故発生時において被保険者が債務者に対して有する債権総額(被保険者が債務者に対して有する未回収債権額に事故発生日までの遅延利息を加えた額を含みます。)とします。

(注5)担保権行使による回収額および弁済を受けた金額

被保険者が担保権の行使により回収した金額(回収のために要した金額を控除します。)および未回収債権につき被保険者が弁済を受けた金額とします。

④ 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由) 契約概要 注意喚起情報

次のいずれかに該当する損害に対しては保険金をお支払いしません。

- 保険加入者、被保険者またはこれらの者の代理人(注1)の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)に基づく社会的もしくは経済的混乱(注3)によって生じた損害
- 地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく社会的もしくは経済的混乱(注3)によって生じた損害
- 核燃料物質(注4)または核燃料物質によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事由に基づく社会的もしくは経済的混乱(注3)によって生じた損害
- 被保険者が未成年者その他の制限行為能力者と主契約を締結した場合において、これらの者の法定代理人その他の者の追認を受ける時までの間に生じた損害
- 商品に瑕疵(かし)があったことによって生じた損害
- 被保険者が、債務者が債務を履行していないことを知りながら、その債務者と締結した主契約について生じた損害
- 保険加入締結の際、債務者に債務不履行のあることを保険加入者または被保険者が知っていた場合に、その債務者が債務を履行しないことによって被保険者が被る損害
- 被保険者が、債務者が「2.(1)補償内容 ②保険金をお支払いする主な場合a.」に該当することを知りながら、その債務者と締結した主契約について生じた損害
- 債務の弁済期日から起算して加入者証に記載された期間を経過してもその債務を履行しない債務者に対して、この期間を経過した日の翌日以降に商品を引渡したことによって生じた損害

- (注1)これらの者の代理人
 保険加入者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
- (注2)暴動
 群衆または多数の者の集団の行為によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3)社会的もしくは経済的混乱
 法律もしくは政令により支払猶予が発令された状態またはこれに準ずる状態をいいます。
- (注4)核燃料物質
 使用済燃料を含みます。以下同様とします。
- (注5)核燃料物質によって汚染された物
 原子核分裂生成物を含みます。
- ※上記は普通保険約款において定めたものであり、これ以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

(2) セットできる主な特約

契約概要

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(3) 保険の対象

契約概要

この保険の対象は、加入申込票および加入者証に記載された債務者に対して、被保険者が主契約に基づき有する債権です。保険の対象とする債権の範囲は、債権発生ベース(注1)となります。既発生債権(注2)は補償対象外となります。

(注1)債権発生ベース

引受保険会社が債務者に支払限度額を設定している期間中に被保険者がその債務者に対して主契約に基づいて引き渡した商品または提供した役務等の対価として被保険者が取得した代金請求権(売掛金)およびその回収として取得した手形上の請求権(手形債権)等を保険の対象とします。保険の対象となった債権については、保険期間終了後に事故が発生した場合にも、この保険契約で保険金をお支払いします。

(注2)既発生債権

引受保険会社が債務者に支払限度額を設定する前に、被保険者がその債務者に対して引き渡した商品または提供した役務等の対価として被保険者が取得した代金請求権(売掛金)およびその回収として取得した手形上の請求権(手形債権)等のことをいいます。

(4) 引受条件(支払限度額、保険証券総支払限度額および縮小支払割合の設定)

契約概要

注意喚起情報

お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、保険証券総支払限度額、縮小支払割合につきましては、加入申込票の「債務者ごとの支払限度額」欄、「保険証券総支払限度額」欄および「縮小支払割合」欄にてご確認ください。

なお、お支払いする保険金のうち、「2.(1)補償内容 ③お支払いする保険金c.」(10ページ)については、特約に別の規定がある場合を除き、原則として支払限度額の適用はありません。

また、保険証券総支払限度額については、お支払いする保険金のうち、「2.(1)補償内容 ③お支払いする保険金c.」(10ページ)についても適用されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(5) 保険期間および補償の開始時期

契約概要

注意喚起情報

①保険期間

保険期間は、原則として1年間です。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料(分割払の場合は第1回分割保険料)は、特約により保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご加入と同時に保険契約者である各都道府県法人会連合会へ払い込んでください。保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料(注)は、債務者の信用状況、支払限度額、保険証券総支払限度額、縮小支払割合、および過去の事故の発生状況等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料(注)につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)保険加入者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料は、加入申込票記載の方法によりお支払いください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

(1)保険加入者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

(2)告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

(3)この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等に既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、支払限度額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

2. クーリングオフ(ご加入のお申込みの撤回等) 注意喚起情報

この保険は、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

3. その他

保険料算出(確定)のための確認資料

ご加入の際に、保険料を算出(確定)するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項) 注意喚起情報

(1)ご加入後、次の事実が発生した場合は、あらかじめ(事実の発生が保険加入者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。**ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。**

【通知事項】

- ①被保険者の合併、清算、解散、整理または破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始もしくは特別清算の開始の申立がなされたこと
- ②主契約の内容の変更がなされたこと
- ③その他、保険金支払に重大な影響をおよぼすような行為または事実が発生したこと
- ④ご加入時にご提出いただいた告知書、申込書等の記載内容に変更が生じたこと

(2)次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ①加入者証記載の住所、電話番号を変更する場合
- ②債務者の追加・削除、支払限度額の増額等、契約条件を変更する場合

2. 解約と解約返れい金

契約概要注意喚起情報

- (1)ご契約を解約する場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
- (2)ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- (3)始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。
- (4)ご契約を解約する場合、払込みいただいた保険料が最低保険料未満のときは、その差額をご請求することがあります。
- (5)詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

3. 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご加入の手続き完了後、1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社までお問い合わせください。

4. 債務不履行が発生した場合の手続 注意喚起情報

債務不履行が発生した場合は、債務者に対し遅滞なくその履行を督促するとともに書面をもってその旨を引受保険会社にご連絡ください。また債務の弁済期日から起算して保険証券に記載された期間を経過してもその債務を履行しない場合には、その債務の履行見込につき引受保険会社にご連絡ください。引受保険会社にご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

その他ご留意いただきたいこと

1. 事故が起こった場合

(1)事故が起こった場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が起こった場合、遅滞なく、次の事項をご契約の代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ① 事故発生の日時
- ② 事故の状況・原因
- ③ 損害の額

ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2)保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
①引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
②債務者の債務不履行を確認できる書類	引受保険会社所定の履行遅滞発生通知書および債務履行見込報告書、被保険者から債務者あての支払催告書(写)、民事再生手続開始申立書(写)や開始決定通知書(写)など法的整理の手続の申立または開始決定が確認できる書類(写)、取引停止処分の実事を確認できる書類(写)、被保険者の債務者に対する支払催告交渉経過記録(写)

③事故の発生を確認できる書類	引受保険会社所定の事故発生通知書
④主契約の内容を確認できる書類	取引基本契約書(写)、納品書・引渡書(写)、取引基本契約書の解除通知書(写)
⑤債務者に対する未回収債権額および遅延利息を確認できる書類	引受保険会社所定の請求金額計算書、被保険者の売掛金元帳・得意先台帳(写)、不渡手形・小切手(写)、債権届出書(写)、取引基本契約書(写)、代金請求書(写)
⑥被保険者が債務者に対して負う債務の額を確認できる書類	債務者に対する買掛金の明細(写)、債務者から被保険者に対する代金請求書(写)
⑦担保権の行使による回収額およびその回収のために要した費用ならびに弁済を受けた金額を確認できる書類	引受保険会社所定の取得担保明細書や担保権設定契約書(写)など担保権の内容を確認できる書類(写)、担保権の行使による回収額を確認できる明細書(写)、担保権の行使による回収のためにかかった費用の内容および支払いを証明する書類(写)
⑧下記義務に起因して被保険者が引受保険会社の承認を得て支出した必要または有益な費用の額を確認できる書類 ・損害の発生および拡大の防止義務 ・債務者または第三者(保証人を含みます。)から弁済を受けることができる場合において、その権利の行使または保全について必要な手続を行う義務	商品等の回収に要した費用等の支払いを証明する書類(写)
⑨保険金が支払われない事由に該当しないことを確認できる書類	引受保険会社所定の請求金額計算書、被保険者の売掛金元帳・得意先台帳(写)、不渡手形・小切手(写)、債権届出書(写)、取引基本契約書(写)、代金請求書(写)
⑩その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ア. 保険金請求権者を確認できる書類	法人代表者資格証明書、商業登記簿謄本、代表者事項証明書、履歴事項全部証明書、印鑑証明書
イ. 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
ウ. 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認できる書類	保険会社からの支払通知書(写)
エ. 保険金の請求を第三者に委任したことを確認できる書類	委任状および委任した方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書

(3) 保険金のお支払時期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、(2)をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に通知します。

(4) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

(5) 権利の譲渡

被保険者が保険金の支払いを受けようとする場合は、支払われるべき保険金の額を限度として、その保険金の額の「I.ご加入前におけるご確認事項」の「2.(1) 補償内容 ③お支払いする保険金b.」(10ページ)における損害の額に対する割合によって、被保険者が債務者およびその保証人に対して有する一切の権利を引受保険会社に譲渡していただくとともに、その権利の譲渡につき債務者およびその保証人の承諾の取付または債務者およびその保証人への通知を行っていただきます。

2. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者(募集人)に提供します。

- ① 契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ② 継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③ 本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④ その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

○ 契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

3. 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

4. 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険加入者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険加入者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、保険加入者または被保険者が、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 継続契約について

- (1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2) 引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6. 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については上記補償の対象となります。

法人会貸倒保証制度ご利用の会員様

AI与信管理の「アラームボックス」を今ならお得にご利用いただけます！

※本サービスは、アラームボックス株式会社が提供するサービスです。

Alarmbox

パソコン・スマホから登録するだけで
取引先の変化をいち早くキャッチ。
リスク管理や営業に活用できる。



アラームボックスは、WEB上の情報を中心に収集、独自解析したアルゴリズムを用いて発信する専門知識不要の取引先チェックツールです。

提供する主な情報

- 要警戒** 1年以内に倒産する可能性が一定以上と判断された情報 評判急降下 給与未払い 支払遅延 大口焦付 譲渡登記
- 注意** 倒産する可能性が上昇していくと判断された情報 行政処分 閉店撤退 退職者増加 不祥事疑惑 アラーム集中
- チェック** 信用状況に大きな影響はないが、知っておくべき情報 開店/移転 登記変更 WEBサイト更新 役員人事 関連ニュース

ライトプラン 小規模企業向け	ビジネスプラン 小・中規模企業向け
33,600円/年 5社	117,600円/年 20社
↓	↓
23,520円/年 5社	82,320円/年 20社
～5社 全ての機能を利用可能 メールでのサポート	20社(100社まで追加可能) 全ての機能を利用可能 メール・電話でのサポート
15日間無料で利用可能	15日間無料で利用可能

料金は税抜です。

貸倒保証制度
ご加入の会員様限定
30%OFF!!
1年間

ご登録はWEBで!

<https://alarmbox.jp>

割引適用条件

ライトプランとビジネスプラン20社までが対象です。
年一括払いをご選択の方が対象となります。
割引料金適用にはクーポンコードが必要になります。
クーポンコードはご担当の保険代理店にお問い合わせください。

本サービスに関するお問い合わせ

アラームボックス株式会社

東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカハビル 8F

TEL:03-6261-0353

ご連絡先・お問い合わせ先

取扱代理店

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

事務管理代理店